

2022 年度後期授業料減免 (新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯対象) (留学生用)

1 概要

本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入等が大幅に減少した世帯を対象とした授業料減免制度です。通常の本学独自の授業料減免制度ではありません。

2 免除対象者

下記(1)~(3)全てに該当する者(詳細については、別紙をご覧ください。)

- (1) 修学支援新制度による支援を受けていない学生。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が大幅に減少し、授業料納付が困難であること(2020年1月以降の収入等と比較して、現在の収入が50%以上減少していること。)
- (3) 学業・成績要件を満たしていること(学業・成績要件の一部を緩和・拡充しています。詳細については、別紙をご覧ください。)

3 授業料減免の基準

別紙【授業料減免基準】のとおりです。

4 申請方法等

- (1) 申請期限

2022年10月31日(月)【厳守】

詳細は「5 提出書類」を参照

- (2) 申請方法

forms(「(3) 申請 URL」)から申請の上、提出書類を事務局学生支援室に提出する。

- (3) 申請 URL

<https://forms.office.com/r/LzJZXmrfgU> (右のQRコード)



5 提出書類

提出期限(2022年10月31日(月)【厳守】)までに事務局学生支援室に提出すること。

上段(太字): 提出書類	下段: 注意事項
ア アルバイト収入が減少する前(2020年1月以降)の給与明細等	
	2020年1月以降のアルバイト収入を証明するものを提出してください。 昨年度以前(2020・2021年度・2022年度)の授業料減免申請の際に提出した場合は、再度提出不要です。
イ 2022年7~9月の収入を証する書類	
	2022年7月~9月のアルバイト収入を証明する給与明細等(通帳のコピー等でも可)

6 減免額

授業料免除が許可された者については、2022年度後期授業料の全額、半額又は1/4を免除します。

7 減免の取消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

8 注意事項

減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付を行わないでください。納付すると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません（12月中旬までに決定通知を送付します。）。

おって、不許可、半額免除又は1／4免除の決定をしたときは、納付書を送付しますので、必ずその期限内に納付してください。

9 個人情報保護について

申請いただいた個人情報は、授業料減免審査の目的で利用します。今後の授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件	学業・成績・その他要件 (全ての要件を満たすこと)
半額免除	<p>1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト等収入が減少する前の月と比べて 50%以上減少している学生。</p> <p>2 奨学金等の月額(就労ビザの同居家族収入及び仕送りで授業料月額を超えるものを含む。)が 44,650 円(授業料月額)未満の学生。 (18歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。)</p>	<p>1 当期の履修登録を行っていること。</p> <p>2 懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>3 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。</p>
4分の1免除	<p>1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入等が減少する前の月と比べて 50%以上減少している学生。</p> <p>2 奨学金等の月額が 44,650 円(授業料月額)以上 89,300 円(授業料月額の2倍)未満の学生。 (18歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。)</p>	<p>※ 2021年度の成績評価係数は不問とする。</p>